

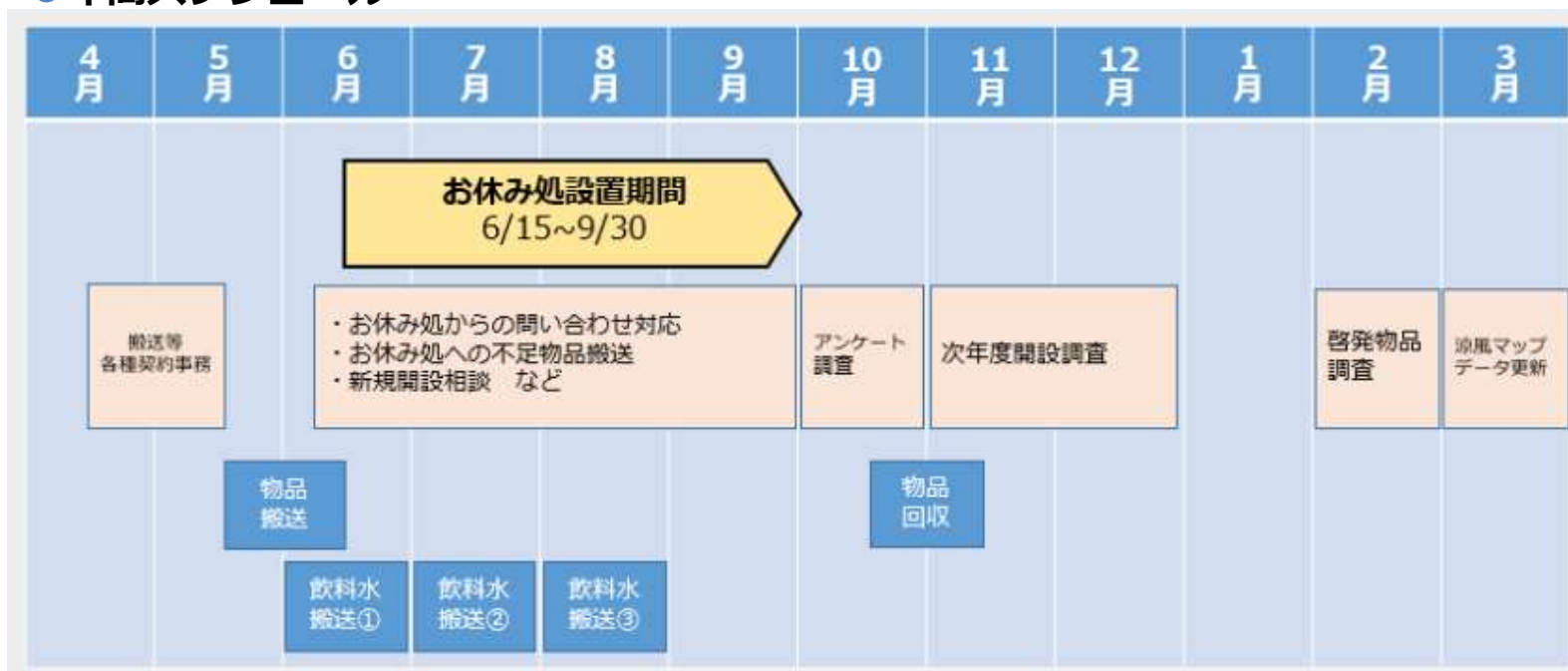
東京都世田谷区 「お休み処」

●民間施設における「お休み処」設置要件 ※区内278施設（うち民間施設は207施設）（令和5年度）

以下の点について、個別に聞き取りを行い設置の可否を判断している

- ① 冷房設備を備えている施設か
- ② 休憩ができるイス等があるか
- ③ 利用者へ営業を行うなど営利目的での設置ではないか

●年間スケジュール



▲「お休み処」栗の湯
(令和5年)

■苦劳した点

- ・今後の課題としては、①設置箇所数増への対応（設置のルール化、全庁あげた取組等）、②事業の執行体制の確保、③更なる認知度の向上などが挙げられる。

■工夫した点

- ・設置時間については、施設の運営時間に合わせている。
- ・また、設置に必要な、飲料水、のぼり旗、啓発資材等は保健所から配送している（イスや机は施設の設備を利用）。